

# 令和3年度第1回倉敷市廃棄物減量等推進審議会（書面開催）

日 時：令和3年8月4日（水）  
資料送付

- 1 倉敷市廃棄物減量等推進審議会について  
（審議会の位置付け、市と審議会の役割）

## 2 議事

- (1) 倉敷市の一般廃棄物処理について
  - ア 令和2年度のごみ処理実績
  - イ 目標達成に向けた施策（60施策）

- (2) 事業ごみ手数料改定について  
（本市の考え方のまとめ）

第14次倉敷市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(50音順 敬称省略)

所属	役職名	氏名
くらしき作陽大学 食文化学部	教授	あみなか まきひと 網中 雅仁
宙(ソラ)の会	広報部副部長	ありよし きみよ 有吉 貴美代
倉敷市議会議員 環境水道委員会	副委員長	いで たえこ 井出 妙子
倉敷市愛育委員会連合会	会計	いのうえ ともこ 井上 倫子
倉敷商工会議所	理事 総務部長	いのうえ ひろやす 井上 裕康
倉敷市環境衛生協議会	理事	おおや のりゆき 大屋 徳敬
倉敷市議会議員 環境水道委員会	委員長	かたやま たかみつ 片山 貴光
倉敷市栄養改善協議会	理事	かめだ のりこ 亀田 紀子
倉敷ファッションセンター株式会社	取締役部長	かわひがし まさたけ 川東 正武
倉敷再生資源事業協同組合	事務局長	たなか とし 田中 期
イオンモール株式会社 イオンモール倉敷	渉外部長	なかむら ゆきとし 中村 幸利
倉敷市婦人協議会		にしだ よしみ 西田 好美
市民公募		ねぎし まゆみ 根岸 真由美
パートナーシップ向上セミナー	修了生	ひやくもと けいこ 百本 恵子
岡山大学大学院 環境生命科学研究科	教授	ふじわら たけし 藤原 健史
市民公募		むらかみ つしこ 村上 津詞子
倉敷美誠清掃協同組合	組合員	むろやま こういち 室山 晃一

新任  
R3.2.4～

新任  
R3.2.4～

倉敷市廃棄物減量等推進審議会事務局名簿

所属	役職名	氏名	
環境リサイクル局	局長	さとう けいいち 佐藤 慶一	新任 R3.4.1～
リサイクル推進部	部長	ほかむら ひろゆき 外村 博之	新任 R3.4.1～
リサイクル推進部	次長	なんば まさひろ 難波 正浩	新任 R3.4.1～
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	課長	おおたき しんや 大瀧 慎也	新任 R3.4.1～
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	課長補佐	こかど きくお 古角 菊雄	新任 R3.4.1～
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	主 幹 リサイクル推進係長	ひがき よしお 檜垣 義夫	新任 R3.4.1～
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	主 幹 企画係長	せのお ひでき 妹尾 英樹	新任 R3.4.1～
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	主 幹	ふじわら まさる 藤原 勝	
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	指導係長	ふじい たつや 藤井 竜也	
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	管理係長	あくら ごろう 安倉 吾朗	新任 R3.4.1～
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	企画係副主任	さかた だいすけ 坂田 大介	新任 R3.4.1～

## (1) 倉敷市廃棄物減量等推進審議会について

### ア 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定により、市民、事業者及び行政が一体となって、一般廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の減量化、資源化、再生利用等を積極的に推進し、使い捨て社会からリサイクル社会への転換を目指し、もって生活環境の保全を図るため、倉敷市廃棄物減量等推進審議会を設置する。(倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例第1条)

#### (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の7 抜粋)

市町村は、その区域における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

### イ 審議会と行政の役割

#### (ア) 審議会の役割

- ・ 審議会とは、地方自治法（第138条の4第3項）に基づき設置された、執行機関（行政）の附属機関である。
- ・ 当審議会では、廃棄物減量等の推進について審議し、会としての意見、答申を述べることを役割としている。

#### (地方自治法 第138条の4第3項 抜粋)

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

#### (イ) 行政の役割

審議会の意見、答申を尊重し、個々の行政施策を責任を持って決定、実施することを役割としている。

### ウ 審議事項

- (ア) 廃棄物の実態把握、調査及び研究に関すること。
- (イ) 廃棄物の減量化に係る普及及び啓発の活動に関すること。
- (ウ) 廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の促進に関すること。
- (エ) 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の改定に関すること。
- (オ) 前各項に掲げるもののほか必要な事項に関すること。

### エ 組織

- (ア) 学識経験者
- (イ) 事業者団体の代表者
- (ウ) 廃棄物再生事業者団体の代表者
- (エ) 市民
- (オ) 前各項に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(2) 倉敷市の一般廃棄物処理について

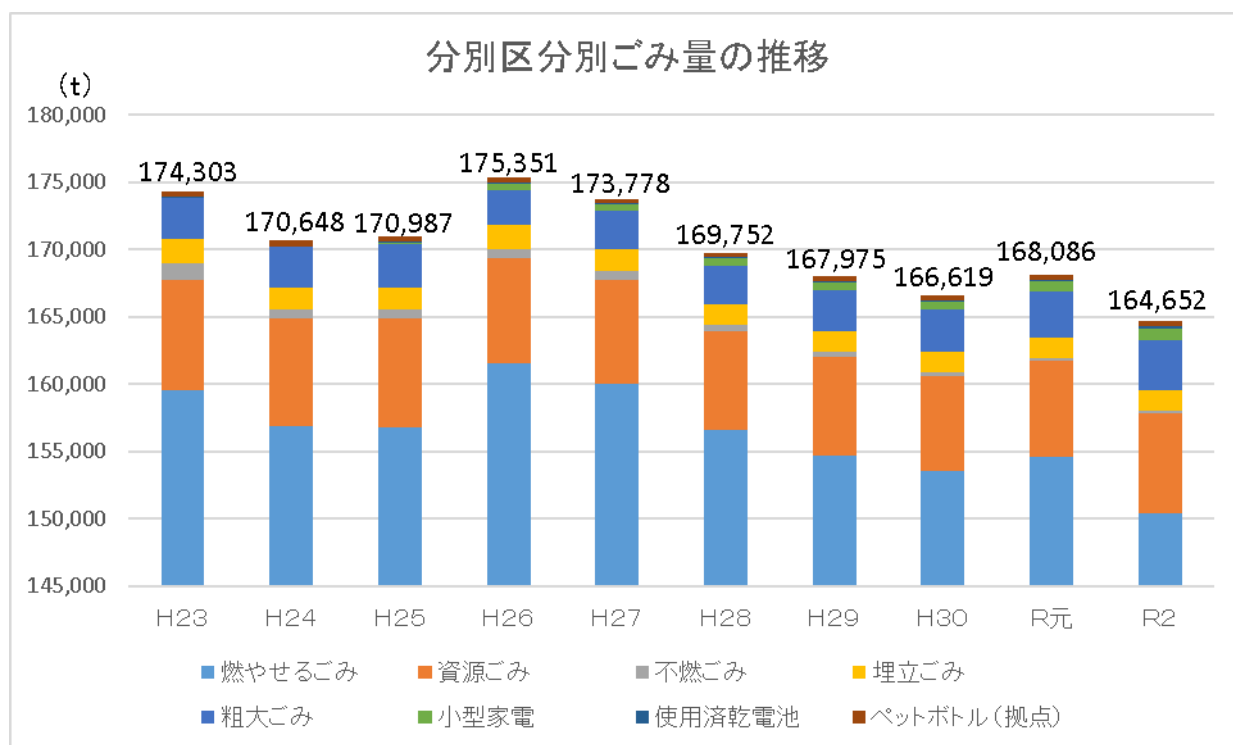
ア 令和2年度のごみ処理実績

(ア) ごみ排出量の推移

**164,652t** (対前年度比▲2.0%)

単位:t

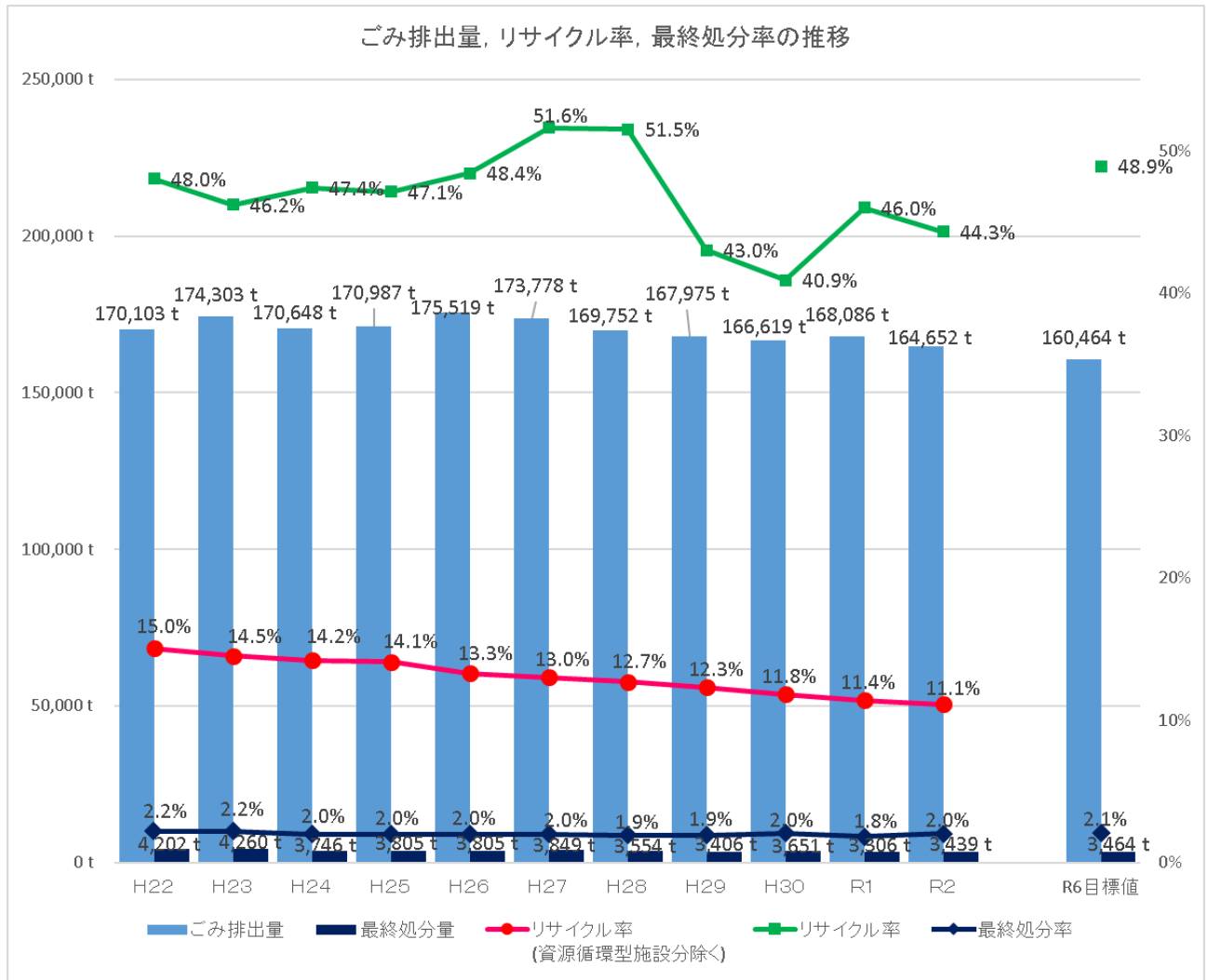
	総排出量	燃やせるごみ	資源ごみ	不燃ごみ	埋立ごみ	粗大ごみ	小型家電	使用済乾電池	ペットボトル(拠点)	集団回収
H23	174,303	159,559	8,127	1,306	1,805	3,044		74	388	17,458
H24	170,648	156,863	8,037	659	1,633	2,981		71	404	16,779
H25	170,987	156,824	8,046	675	1,596	3,221	101	81	443	16,376
H26	175,351	161,586	7,785	695	1,722	2,623	486	92	362	15,586
H27	173,778	160,044	7,718	604	1,617	2,877	496	90	332	14,920
H28	169,752	156,556	7,340	489	1,499	2,943	499	89	337	14,244
H29	167,975	154,719	7,306	400	1,535	3,017	562	88	349	13,089
H30	166,619	153,509	7,049	272	1,528	3,154	636	93	378	11,880
R元	168,086	154,626	7,078	223	1,483	3,436	764	89	387	11,171
R2	164,652	150,406	7,409	232	1,452	3,715	944	99	394	9,356
前年対比	98.0%	97.3%	104.7%	103.9%	97.9%	108.1%	123.6%	110.7%	101.9%	84%
前年差	-3,434	-4,220	332	9	-31	279	180	10	7	-1,815



(イ) 家庭ごみ・事業ごみ・資源ごみ別の排出量 (単位：t)

区分	R2	R元	対前年	
家庭ごみ	89,158	89,683	-525	-0.6%
事業ごみ	67,591	70,849	-3,258	-4.6%
資源ごみ	7,903	7,554	349	4.6%
<b>ごみ総排出量</b>	<b>164,652</b>	<b>168,086</b>	<b>-3,434</b>	<b>-2.0%</b>

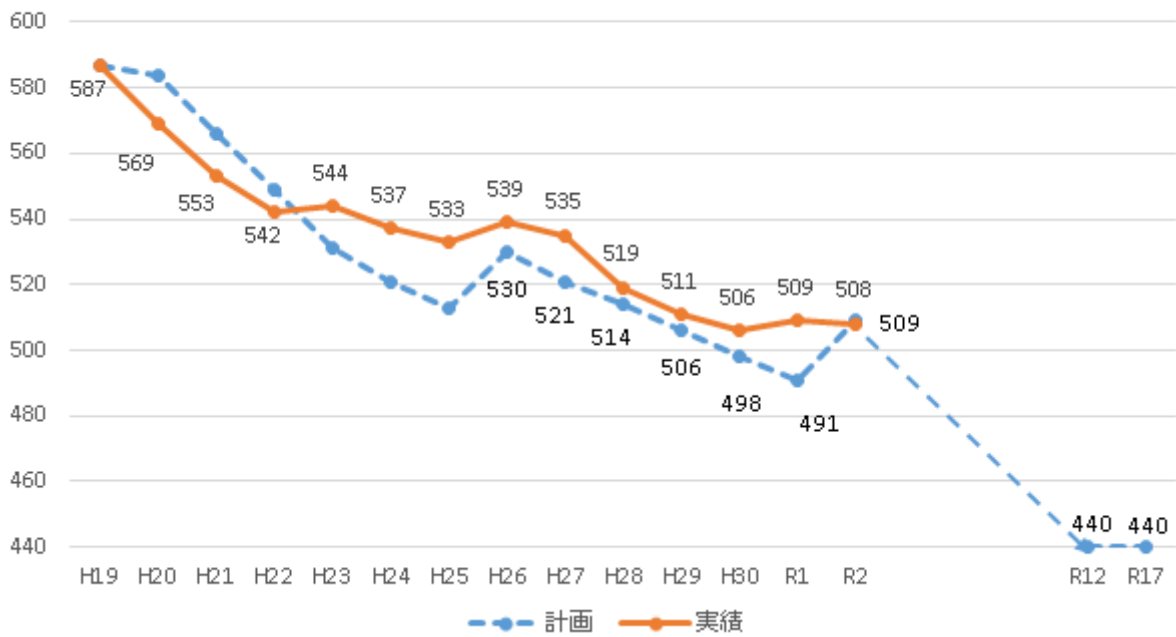
(ウ) リサイクルと最終処分状況



(エ) 暮らしキック20の進捗状況

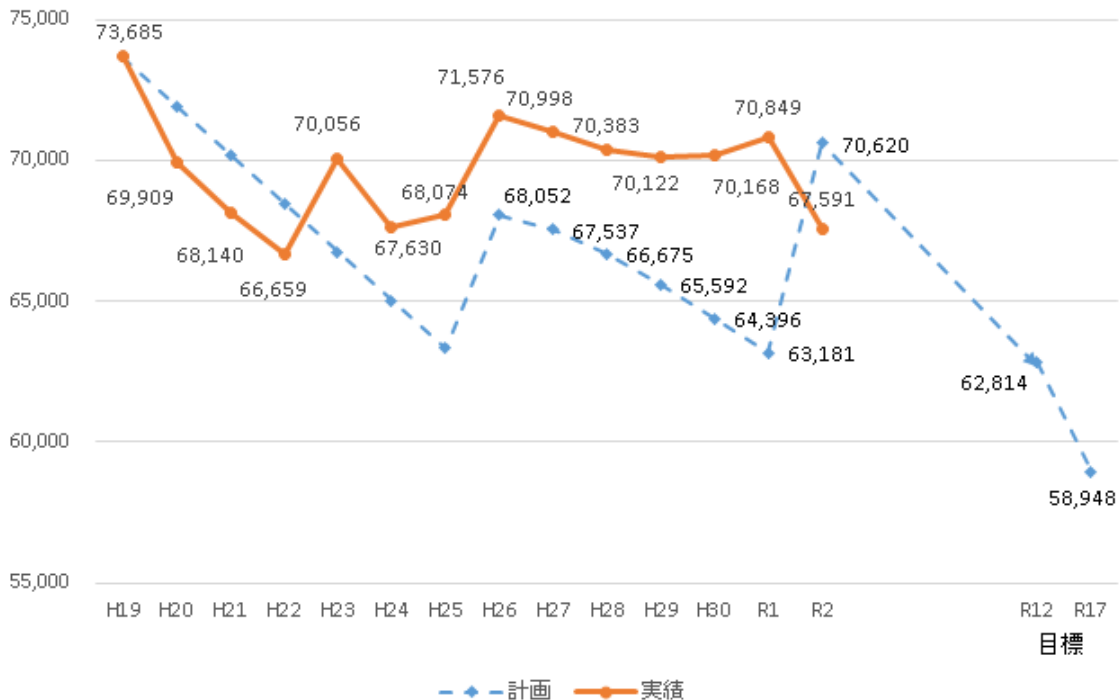
単位:g

家庭ごみ排出量 (1人1日当たり)



単位:t

事業ごみ年間排出量 (総量)




イ 目標達成に向けた施策（60施策）

【基本施策 1-1「情報共有の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
<p>食品ロス削減対策の啓発</p>	<p>食品ロス削減への国の取組等(30・10 運動等)を広く発信するとともに、関係者との情報を共有し、連携していく。</p> 	<p>新規・重点</p>
<p>災害廃棄物の平時からの啓発</p>	<p>大規模災害からの復旧・復興への第一歩となる災害廃棄物の処理を迅速に行うことができるように、災害廃棄物処理ハンドブック等を活用して平時から災害に備える意識啓発を行う。</p> 	<p>新規・重点</p>
<p>SDGs推進のための情報発信</p>	<p>令和2年度に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、2030年のSDGs達成に向けて、本市の環境分野の取組を進めるための情報発信を行う。</p>	<p>新規・重点</p>
<p>インターネットによる情報提供や普及啓発の充実</p>	<p>読みやすく、解りやすいホームページになるよう工夫等を凝らし、情報提供や普及啓発の充実に努める。</p>	<p>拡充・重点</p>
<p>リサイクルフェアの開催</p>	<p>市民参加型のイベントを開催し、ごみに対する意識を高める場をつくり、広く市民の参加を促すことにより、市民のごみ減量とリサイクル意識の向上を図る。</p>	<p>継続・重点</p>



	 <p>H31年度の様子</p>	
<p>ごみ分別アプリを活用した普及啓発</p>	<p>ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の多言語化に取り組むとともに、アプリを利用した情報提供を積極的に行う。</p> 	<p>拡充・重点</p>
<p>ごみガイドブック・パンフレットの作成・配布</p>	<p>ごみの適正処理等を説明したガイドブックやパンフレット等を作成し配布することにより、分別や適正処理に関するルールなど必要な情報を広く浸透させる取組みに努める。</p>	<p>継続</p>
<p>広報紙による情報提供・啓発の充実・拡大</p>	<p>広報計画を立案し、計画的に広報紙を利用して情報提供を行い、市民にごみ減量意識啓発の推進を図る。</p>	<p>拡充</p>
<p>暮らしとごみ展の開催</p>	<p>企業と連携して、児童や生徒にごみ減量啓発作品を募集し、その作品の展示会を実施することで、広く市民にごみの現状と課題についての認識の向上を図る。</p> 	<p>継続</p>


【基本施策 1-2「環境教育の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
夏休みの自由研究課題の提供と表彰制度	教育委員会と連携し、小学校、中学校向けに、夏休みの自由研究課題を提示し、夏休み中に各家庭でごみの減量化に取り組んでもらうことで、環境教育を推進し、ごみの減量化を図る。	継続・重点
倉敷市リサイクル推進センター(愛称:クルクルセンター)を拠点としたリサイクル体験・講座	倉敷市リサイクル推進センター(愛称:クルクルセンター)において、木製家具の修理再生及び販売、古本・古着の無償提供、リサイクルの研修・体験講座などを行い、市民にごみの減量化、資源化への関心を深めてもらう。 	継続・重点
3R推進事業優良事業者等表彰の実施	3Rに関する活動が地域の模範となる市民団体や事業所を表彰することにより、意識の高揚並びにごみの減量及び資源の有効利用の推進を図る。	継続・重点
ごみ処理等施設見学会の開催	学校の授業の一環としての見学会や市民が直接参加できる見学会などを実施することで、ごみ現状と課題への関心を深めてもらい、家庭での取組の推進を図る。	継続
環境教育メニューの提供	市のホームページで対象別・年代別に応じた環境教育のメニュー(分別徹底やごみ減量の必要性や家庭でできる取組み)を掲載、紹介し、幅広い教育用の教材として活用できるようにして、学校や町内会、職場等で行える環境教育の充実を図る。	拡充
イベントや会議等への参加	本市の他部署が行っているイベントや会議等で、ごみの課題に関する啓発講座、紹介を実施し、参加者の環境意識向上を図る。	継続
出前講座の推進	出前講座を積極的に実施し、市民の自主的な生涯学習活動を支援することで、ごみの減量とリサイクルを推進する。 	継続
環境副読本の充実	小中学生向けの環境副読本(エコノート)の内容を充実させ、市内小中学校での環境教育に用いる教材として提供する。	拡充・重点

世代に応じたごみの減量化・資源化等の取組みリーフレットの作成・配布	世代別に、取組める減量化や資源化のメニュー(ライフスタイルの見直しポイント等)をとりまとめたリーフレットを作成・配布、あるいは市のホームページや広報紙に掲載してPRする。	拡充・重点
環境ツールの作成	家庭でできるごみ減量化を目的とした環境家計簿などの環境ツールの作成、公表することで、市民一人ひとりが家庭や学校などで実施できる個別減量目標に向けた取組みの推進を図る。	新規・重点
3R推進優良事業者認定制度の創設	3Rに関する取組(マイバッグ・マイ箸運動含む)を積極的に行っている市内の事業所を「3R推進優良事業者」として認定し、市のホームページや広報紙などで公表することで、事業者の3Rへの取組を促進させる。	新規・重点

【基本施策 2-1「発生抑制の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
3キリ運動(水キリ、食べキリ、使いキリ)の推進	<p>水キリ、食べキリ、使いキリの啓発パンフレットの作成や出前講座で3キリ運動を啓発することにより、生ごみの発生抑制を推進し、食品残渣の減量化を図る。</p>  <p>The pamphlet is titled 'ごみ減量の切り札' (Key to Waste Reduction) and '3キリの分別' (3-Kiri Separation). It includes sections for '生ごみの水切り' (Washing food waste) and '生ごみの分別' (Food waste separation). It lists various types of waste and their disposal methods, such as '生ごみ' (food waste) in green bins, '資源物' (recyclables) in blue bins, and '燃物' (combustibles) in red bins. It also features a cartoon character and a small illustration of a person washing a vegetable.</p>	新規・重点
食品ロスモニタリング調査の実施	ごみ組成分析調査を拡充して、食品ロス削減対策に活用する。	新規・重点
生ごみ処理容器購入費補助事業の推進	<p>購入費補助制度を継続するとともに、生ごみ処理容器や堆肥の活用方法の紹介、アンケート等による利用者の意見募集、利用者同士の情報交換の場の提供、小売り店舗との協力(のぼり、パンフレット、補助申請書の店頭設置等)など、より一層の利用拡大を目指した啓発活動の強化を行う。</p>  <p>The advertisement features a green food waste container and a cartoon character. The text reads: '倉敷市では生ごみ処理容器の購入に対し補助金を交付しています' (In Kurashiki City, we provide subsidies for the purchase of food waste containers). It lists two options: '生ごみたい肥化容器' (Food waste composting container) with a subsidy of 2/3 of the purchase price up to 5,000 yen, and '電気式生ごみ処理機' (Electric food waste processor) with a subsidy of 1/2 of the purchase price up to 30,000 yen. Contact information is provided at the bottom: 'お問い合わせは一般廃棄物対策課 ☎086-426-3375まで'.</p>	継続・重点

生ごみ堆肥化事業の推進	倉敷市船穂町堆肥センターで行われている生ごみの堆肥化事業を継続し、家庭へは、段ボールを用いて作る生ごみ堆肥の作成方法や、堆肥利用方法などを広報紙や市のホームページを通じて紹介を行う。	継続・重点
3Rの体験モニター募集	3Rの施策について、モニターを募集し、市のホームページや広報紙などを通して、市民の体験の声を公表し、ごみの排出抑制の推進を図る。	新規
3Rのアイデア募集	市民に広く体験してもらえるよう「私はこんなことをやっている」といったごみの排出抑制についてのアイデアを広く募集し、市のホームページや広報紙などを通して公表、優秀なものについては表彰を行う。	継続
剪定枝等資源化支援事業の検討	家庭で剪定された枝木や公園等の清掃時における樹木の剪定枝、落ち葉、草などをごみに出すことなく資源化(チップ化による堆肥化等)出来るよう、資源化の推進を図る。	継続
事業ごみ処理手数料の適正化	ランニングコストなどの上昇や周辺都市の処理料金改定に合わせて、処理費用の適正な転嫁を随時行い、排出者負担の公平性を図る。	継続
大規模排出事業者への指導	<p>日量100kg以上の一般廃棄物を排出する事業者に、一般廃棄物減量資源化計画書の作成・提出を求めるとともに、個別訪問により、事業ごみの排出量削減指導を強化する。また、ごみ減量に関する取組み状況や資源化実績について、市のホームページで優秀な事業者の紹介等を行い、事業ごみの減量化を図る。</p> 	継続・重点
更なるごみ減量化のための家庭ごみ有料化導入の可能性の検討	本計画におけるごみ減量化施策・目標の管理を徹底する。特に、令和10年度に目標値である1人1日当たり排出量440g/人/日の達成が困難と判断された場合、ごみ有料化施策の導入等、更なる減量化の必要性や協力を市民に呼びかける。	継続

【基本施策 2-2「再使用の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
倉敷市家庭用品再利用銀行の推進	家庭で不要になったものの登録・紹介を行う制度について、市のホームページや広報紙等を通じて、制度の周知を図るとともに、各支所や各環境センターにおいても登録物品の紹介を行うなど、成立件数の増加を図る。	継続
3R推進事業優良事業者認定制度の創設(再掲)	3Rに関する取組(マイバッグ・マイ箸運動含む)を積極的に行っている市内の事業所を「3R推進優良事業者」として認定し、市のホームページや広報紙などで公表することで、事業者の3Rへの取組を促進させる。	新規・重点
倉敷市リサイクル推進センター(愛称:クルクルセンター)を拠点としたリサイクル体験・講座(再掲)	<p>倉敷市リサイクル推進センター(愛称:クルクルセンター)において、木製家具の修理再生及び販売、古本・古着の無償提供、リサイクルの研修・体験講座などを行い、市民にごみの減量化、資源化への関心を深めてもらう。</p> 	継続・重点
グリーン購入の推進	<p>再生製品等の環境物品を使用するグリーン購入などを積極的に行うとともに、市民、事業者に向けて市の取組みや再生製品の紹介等の啓発を行い、市民、事業者による環境物品等使用の取組みを促進する。</p> 	継続

【基本施策 3-1「分別の徹底」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
出前講座の推進(再掲)	出前講座を積極的に実施し、市民の自主的な生涯学習活動を支援することで、ごみの減量とリサイクルを推進する。	継続

<p>外国人への分別徹底の推進</p>	<p>ごみの出し方の冊子やチラシの多言語化を推進する。</p> 	<p>継続</p>
<p>ごみ分別アプリを活用した普及啓発(再掲)</p>	<p>ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の多言語化に取り組むとともに、アプリを利用した情報提供を積極的に行う。</p>	<p>拡充・重点</p>
<p>ごみ減量化協力団体報奨金交付制度の推進</p>	<p>「ごみ減量化協力団体報奨金交付制度」を継続することで、自主的に資源回収を実施する協力団体の活動を奨励し、ごみの減量と再資源化を推進していく。</p>	<p>継続・重点</p>
<p>5種 14 分別の見直しの検討</p>	<p>国の動向を踏まえ、分別の見直しの検討を行う。</p>	<p>継続・重点</p>
<p>清掃指導員による分別の啓発</p>	<p>清掃指導員によるごみの正しい出し方、ごみの分別の啓発を行う。</p>	<p>継続</p>
<p>事業ごみ適正処理指導</p>	<p>事業ごみの受入時に資源化物や不適正廃棄物の混入を確認する搬入検査を実施する。</p> 	<p>継続・重点</p>

【基本施策 3-2「再生利用の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
<p>ペットボトル回収の充実</p>	<p>ペットボトルについて、市内のスーパー、百貨店等(リサイクル協力店)で店頭回収を行い、更なる回収と資源化を促進するため、ドラッグストアやホームセンター等、協力店舗数の増加を図る。</p>	<p>拡充・重点</p>

		
廃食用油燃料化事業の拡大	現在のBDF(バイオディーゼル燃料)事業(協力世帯から回収した廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製し、公用車の走行用燃料などに活用している)を継続するとともに、公用車以外への活用方法を検討する。	拡充
事業系紙類のリサイクル推進	事業系紙類の受入停止を継続し、民間リサイクルルートへ誘導することによって、再生利用の推進を図る。	継続
事業系「木くず」や「食品残渣」のリサイクル推進	事業系一般廃棄物の「木くず」及び「食品残渣」の処分については、民間事業者を活用して再生利用の推進を図る。排出事業者に対しては、資源のリサイクルを推進する。	継続

【基本施策 3-3「新たな資源化の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
3Rのアイデア募集(再掲)	市民に広く体験してもらえよう「私はこんなことをやっている」といったごみの排出抑制についてのアイデアを広く募集し、市のホームページや広報紙などを通して公表、優秀なものについては表彰を行う。	継続
3Rの体験モニター募集(再掲)	3Rの施策について、モニターを募集し、市のホームページや広報紙などを通して、市民の体験の声を公表し、ごみの排出抑制の推進を図る。	新規
中間処理施設での資源・熱エネルギー回収の推進	令和7年度から稼働予定の(仮称)倉敷西部クリーンセンターでは、廃熱ボイラーにより発生した蒸気を集め、蒸気タービン発電機により発電する。発電した電力は、当該施設や他の市有施設での利用を積極的に行い、余剰電力については売電する。また、当該施設で生じる焼却灰は、全量資源化する。	新規
生ごみ減量化・資源化に取り組む事業者の支援	事業ごみ中の生ごみの減量化を図るため、大量排出事業者の他、商店街やビル単位を対象として、事業系大型生ごみ処理機の導入への助成に向けたモデル事業を実施する。	新規

【基本施策 4-1「収集・運搬体制の整備推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
事業系一般廃棄物の収集運搬業許可の見直しの検討	事業系一般廃棄物の収集運搬体制について、民間事業者を活用した処理を継続しており、ごみの量に応じた最適で持続可能な収集運搬体制となるよう許可の見直しを検討する。	新規・重点
社会環境の変化への対応	超高齢化社会など今後の社会環境の変化に対応した効果的・効率的なごみの収集・運搬のあり方を検討する中で、遺品整理に伴って一時的に多量に排出されるごみの処理など住民ニーズの高い課題の解決を図る。また、ふれあい収集などのごみ出しを支援するための施策について、総合的に検討を行う。	継続

【基本施策 4-2「処理・処分施設の整備及び維持管理の整備推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
中間処理施設の整備	令和7年度の稼働に向けて、焼却処理施設と粗大ごみ処理施設の機能を持つ(仮称)倉敷西部クリーンセンターの整備を進める。	新規・重点
中間処理施設の維持管理	本市のごみ処理を行っている焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源選別施設及びリサイクル関連施設等の中間処理施設については、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。	継続
最終処分場の維持管理	安定した最終処分を行うため、関係法令や本市の定める浸出水管理基準等を遵守し、適切に維持管理を行う。	継続

【基本施策 4-3「適正処理の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
不法投棄の未然防止、監視体制の強化	不法投棄の防止のため、平成 23 年度から証拠保全に力点をおいた秘匿カメラ(画像転送可能)を導入し積極的な監視活動を実施している。不法投棄の早期発見と未然防止のため、パトロール監視を実施し、地域の良好な環境保全を推進する。	継続
海洋プラスチックごみ対策の推進	「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき、ボランティア等により回収されたごみの処理や発生抑制に向けた普及啓発を行い、陸域からのプラスチックごみ流出の防止を推進する。	新規・重点



	<p>-令和2年度に行った吉岡川でのごみの回収・調査の様子-</p> 	
適正処理困難物への対応	<p>タイヤや消火器をはじめとする適切な方法で処理する必要がある廃棄物や農薬などの人体や環境に影響を及ぼす恐れのある廃棄物については、本市としては収集を行わない。そのため、その適正な排出及び処理方法について適切な周知を図っていく。</p>	継続
災害廃棄物への対応	<p>今後起こり得る様々な災害時に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の確保や事業者との地域内における協力体制の構築など、収集から処理までの一貫した体制を整備する。</p>	新規・重点
一般廃棄物会計基準の導入	<p>国の一般廃棄物会計基準を導入して、一般廃棄物処理に関する事業について、コスト分析及び評価を行い、効率的な運営の推進を図る。</p>	新規
環境保全協力金制度の創設	<p>市民の環境保全意識の高まりを受け、市外から流入する一般廃棄物による環境保全リスクに対する応分の負担を求め、さらに一般廃棄物の自区内処理の原則における市内への搬入量の抑制を図り、市内における一般廃棄物処理施設の乱立を防ぐとともに、最終処分場の容量を確保する目的で環境保全協力金制度の創設を検討する。納入された協力金は本市の環境保全に対する施策の財源に充てることにより、市民の生活環境の向上を図っていく。</p>	新規

(3) 事業ごみ手数料改定について

令和元年度第3回審議会（R2.2.6）で諮問させていただき、令和2年度第2回審議会（R3.1.26）で御議論いただきました。これまでの御意見・倉敷市の考え方を以下のとおりまとめましたので、御意見があれば別紙、意見書の提出をお願いします。

ア 委員の皆様からの主な御意見（令和2年度第2回審議会（R3.1.26））

(ア) 負担すべき者

- ・ごみの排出者に経費の負担をしてもらうべき。
- ・我々、事業者としてもごみ処理のための必要な負担はするべきと考える。

(イ) 改定時期

- ・段階的な値上げでなく、1回で済ませてほしい。
- ・1回での値上げになると排出者にとって、負担となる。
- ・段階的な値上げで、猶予期間を設けてもらいたい。
- ・1回か2回かで改定するかは、排出者の方々に一度アンケートなど、意見をオープンに聞いた方がいいと思っているが、どちらにしてもごみを減らすための指導をきちっとやるべき。

(ウ) 金額・今後の見直し

- ・手数料改定後の見直しサイクルの見直しを考えておいた方がよい。
- ・まず目標として180円に設定するのは妥当。それ以降はこの会議で議論すべき。

(エ) 新型コロナウイルス感染拡大による経済情勢を考慮するべき。

(オ) 値上げに合わせて、ごみを何%減らしたらどれだけ支払い料金も変わるかとか、そういう努力によってコストが上がる分を相殺できるよというところを示せるような工夫をしなければならない。

## イ 倉敷市の考え方

### (ア) 改定が必要な理由

事業ごみは、排出する事業者が自らの責任において適正に処理する義務があるとされている。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条)

また、環境省が「ごみ処理原価相当の料金徴収が望ましい(一般廃棄物処理有料化の手引き)」としている。

さらに、本市における事業ごみ年間排出量はここ数年微増傾向にあり、一般廃棄物処理基本計画の目標値に対して実績値が大きく乖離した状況となっているため、経済的インセンティブを活用し、事業ごみの排出量抑制や再生利用の推進を図る必要がある。

### (イ) 金額設定の理由

環境省が「近隣市町村の料金水準と大きな差がある場合には、自治体間の廃棄物の流入・流出が懸念されるため、差をつける場合には、それらの対策について検討しておく必要があると考えられる。(一般廃棄物処理有料化の手引き)」としており、近隣市町村とのバランスが必要である。

また、手数料算出は、ほとんどの中核市においてごみ処理原価と近隣市町村の額を考慮して決定している。

#### <近隣市町の状況>

岡山市 : 150円 → R5年4月~180円

玉野市 : 154円

総社広域 : 100円 → R4年4月~120円

→ R6年4月~140円

西部組合 : 140円

※笠岡市, 浅口市, 里庄町

井原組合 : 150円

※井原市, 矢掛町

### (ウ) 改定の時期

事業ごみを排出する事業者の負担や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済情勢を考慮した上で、適切な時期に段階的に改定したい。

### (エ) 将来的な方針

経済情勢と今後、建設予定の(仮称)倉敷西部クリーンセンターの費用負担をみて、料金改定から概ね5年後を目途に再度検討を行う。(ごみ処理原価相当を目指す)